

国税庁は昨年 11 月発表の「令和 5 事務年度 法人税等の調査事績の概要」において、海外取引等に係る源泉徴収漏れによる追徴税額は総額 46 億円であったことを報告しました。令和 3 年度は 31 億円、令和 4 年度は 40 億円と年々増加しており、今年 9 月には注意喚起のリーフレット「非居住者等への支払いがある場合、ご確認ください！」を公表しています。

今回は、非居住者等（非居住者および外国法人）に係る源泉所得税について、実務上の注意点も含めてご紹介いたします。

【1】 非居住者等の意義と源泉徴収の対象となる所得の範囲

(1) 非居住者

- ・ 国内に住所も 1 年以上の居所も有しない個人をいいます。
- ・ 国外に居住することとなった個人が、国外において継続して 1 年以上居住することを通常必要とする職業を有することとなった場合には、非居住者と推定されます。

源泉徴収の対象となる所得の範囲・・・国内源泉所得のうち特定もの

※源泉徴収対象外の国内源泉所得は申告納税が必要となる場合があります。

(2) 外国法人

- ・ 国内に本店も主たる事務所も有しない法人をいいます。

源泉徴収の対象となる所得の範囲・・・国内源泉所得のうち特定もの

※源泉徴収対象外の国内源泉所得は法人税が課税される場合があります。

【2】 源泉徴収の対象となる所得の種類

(1) 土地等の取得対価を支払う場合

非居住者等から日本国内にある土地・建物等の不動産を取得する場合

※個人が居住用として取得した土地等で対価が 1 億円以下の場合は源泉徴収不要

(2) 不動産の賃借料等を支払う場合

非居住者等から日本国内にある土地・建物等の不動産を借りる場合

※個人が居住用に借りる場合は源泉徴収不要

(3) 貸付金の利子を支払う場合

国内において業務を行う者が、非居住者からその国内業務に関する資金の貸付等を受けることにより利子を支払う場合

(4) 配当等を支払う場合

内国法人が、非居住者等に対して剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配などを支払う場合

(5) 工業所有権、著作権等の使用料等を支払う場合

国内において業務を行う者が、非居住者等に対し、その国内業務に係る次に掲げる使用料又は譲渡による対価を支払う場合

- ◆ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又は譲渡対価

- ◆ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む）の使用料又は譲渡対価
- ◆ 機械、装置又は用具（車両、運搬具、工具、器具及び備品）の使用料

(6) 給与等の人的役務の提供に対する報酬等を支払う場合

非居住者が国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対する給与・報酬等を支払う場合

※内国法人の役員としての勤務で国外において行うものについても源泉徴収が必要

【3】 実務上の注意点

- (1) 源泉徴収の対象となる対価、使用料、給与、報酬等（以下「対価等」といいます。）には、その対価等として支払われるものばかりでなく、その対価等に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するものも含まれます。
また、「その他これに類するもの」には、和解金、解決金のほか、対価等の支払が遅延したことに基づき支払われる遅延利息でその対価等に代わる性質を有するものが含まれます。
- (2) 非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、課税が軽減又は免除される場合があります。（下記【4】をご参照ください。）
- (3) 非居住者に対する給与・報酬等の年間の支払金額が 50 万円を超える場合には、支払調書を翌年 1 月 31 日までに税務署長に提出する義務があります。

【4】 租税条約の適用手続き

(1) 手続き

租税条約に基づく所得税等の軽減又は免除を受けるためには、国内源泉所得の支払を受ける者が「租税条約に関する届出書」を支払の日の前日までに源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合には「特典条項に関する付表（様式 17）」及びその添付書類（居住者証明書）の提出も必要です。

(2) 租税条約による課税の特例の概要

日本は現在、75 本の条約を締結し、81 の国と地域について適用されています。

条約によって詳細は異なりますが、租税条約に定められている特例のうち、源泉徴収に関するものの概要は次のとおりです。

(ア) 利子、配当、使用料に対する課税の軽減又は免除の特例

(イ) 上記（ア）以外の所得に対する免税の特例

- ・ 特許権等の譲渡対価
- ・ 短期滞在者に支払う報酬
- ・ 自由職業者、学生・事業修習者等、教授等の人的役務の提供に対する報酬等

(ウ) 所得源泉地についての特例

租税条約において、所得源泉地に関して国内法と異なる定めを規定している場合には、その租税条約の定めるところに従って、国内源泉所得の範囲を判定することになります。

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。